

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例（平成30年3月29日京都市条例第61号）（保健福祉局障害保健福祉推進室）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）の施行により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部が改正されることに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第61号

京都市こころの健康増進センター条例の一部を改正する条例

京都市こころの健康増進センター条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改め、同条第7号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)